

Client Alert

2020年7月号 (Vol.79)

1. はじめに
2. 知的財産法：産業構造審議会「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—（案）」を公表
3. 競争法／独禁法：公取委、スタートアップの取引慣行に関する実態調査の中間報告を公表
4. エネルギー・インフラ：エネルギー供給強靱化法による電気事業法の改正
5. 労働法：新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の制定
6. 会社法：2020年6月総会を振り返って
7. 危機管理：証券取引等監視委員会、「証券取引等監視委員会の活動状況」を公表
8. 一般民事・債権管理：押印慣行の見直しに向けた動向
9. M&A：改正外為法の全面適用及びヘルスケア M&A への影響
10. ファイナンス・ディスクロージャー：証券取引等監視委員会による「金融商品取引法における課徴金事例集～不正取引編～」の公表
11. 税務：東京高裁、同族会社行為計算否認規定の適用に関し納税者勝訴
12. 中国・アジア（中国）：中華人民共和国民法典の制定・公布
13. 新興国（南アフリカ）：南アフリカにおける個人情報保護法の本格施行（2020年7月1日）
14. 国際訴訟・仲裁：国際紛争解決機関による新型コロナウイルス感染症の影響の最小化の手段

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020年7月号 (Vol.79) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：産業構造審議会「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—（案）」を公表

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、現行の特許制度が AI・IoT 技術の時代に対応できているかという観点から審議を行ってきた結果、同委員会は、2020年6月16日、報告書「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—（案）」（「中間とりまとめ案」）を公表しました。

Client Alert

中間とりまとめ案では、以下の8つの観点から提言がなされています。

- (1) AI技術の保護の在り方
- (2) DX時代におけるデジタル化・ネットワーク化への対応
- (3) プラットフォーム化するビジネスへの対応
- (4) 特許権の実効的な保護のための関連データの取扱い
- (5) 円滑な紛争処理に向けた知財紛争処理システム
- (6) 紛争形態の複雑化への対応
- (7) 中小・スタートアップが知財を活用しやすい環境整備
- (8) 特許の活用方法の多様化への対応

これらは、今後の特許制度の見直しの議論の方向性を提言するものです。

特に、(5)円滑な紛争処理に向けた知財紛争処理システムでは、①早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型、②当事者本人への証拠の開示制限、③第三者意見募集制度、④代理人費用の敗訴者負担、⑤特許権者の金銭的救済の充実、⑥訂正審判等における通常実施権者の承諾の各項目において検討を行って議論の整理がなされております。これらの項目には知財紛争処理に多大な影響を与える内容も含まれておりますので、今後の法改正に向けた動向を注視する必要があります。

なお、中間とりまとめ案は、本年6月30日までパブリックコメントに付されており、同期間中に提出された意見を踏まえ、正式な中間とりまとめとなる予定です。

<参考資料>

報告書「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—(案)」

https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/document/200617_tokkyo-seido/houkoku.pdf

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、スタートアップの取引慣行に関する実態調査の中間報告を公表

2020年6月30日、公取委は、昨年11月から開始していたスタートアップの取引慣行に関する実態調査(「本実態調査」)について、中間報告を取りまとめて公表しました。

公取委は、昨年6月に「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表しているところ、同報告書では製造業における中小企業と大企業との間のノウハウ・知的財産権に係る取引について独禁法上問題に該当しうる事例を確認した旨を明らかにしていました。今回、公取委は、製造業に限

Client Alert

らず、スタートアップの取引慣行の実態を明らかにするために本実態調査を実施し、その中間報告を公表したものです。なお、スタートアップについては、経産省や特許庁においても調査・研究が行われ、大企業とスタートアップとの間の取引に係るモデル契約書の作成等、大企業とスタートアップのオープンイノベーションの促進に向けた取組が行われており、公取委はこれら省庁と十分な連携・協力を行いつつ、調査を行っている旨を明らかにしています。

本実態調査は、創業 10 年以内、非上場などを条件に公取委が選定した 5,593 名を対象としてアンケート形式で行われ、1,447 名から回答を得たとされています。アンケートは、回答者の基本情報や取引・契約のチェック体制に加え、大企業等から納得できない行為を受けた経験に関する具体的な内容を問うものとなっており、調査の結果、納得できない行為を受けたとの回答は全体の 15%弱にすぎないものの、そのような回答をした者の約 75%が納得できない行為を受け入れたと回答したことが明らかにされています。納得できない行為の内容としては、秘密保持契約、技術検証契約、共同研究契約、ライセンス契約のそれぞれについて、秘密情報の開示や経済的負担、成果に係る権利の取扱い等においてスタートアップ側に一方的に不利な取扱いを受けていることが明らかにされています。

公取委は、これらを踏まえてさらに検討・調査し、独禁法上の評価等を整理した実態調査報告書を取りまとめる予定としています。以上のとおり、公取委は、大企業による中小企業やスタートアップに対する優越的地位の濫用や拘束条件付取引等に該当する取引について、業種を問わず強い関心を持っていることが明らかであり、今後、違反事例については調査が行われる可能性があります。契約交渉や契約書の内容等において、大企業においてはコンプライアンス上の観点から、中小企業やスタートアップにおいては取引条件の改善を図る観点から、それぞれ意識を高めることが重要であるといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：エネルギー供給強靱化法による電気事業法の改正

2020 年 6 月 5 日、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（「改正法」）が成立し、同月 12 日に公布されました。施行時期は、原則として 2022 年 4 月 1 日とされており、改正法は、電気事業法、再エネ特措法、JOCMEC 法等複数の法律の改正を束ねたものですが、本稿では、改正法による電気事業法の改正内容の概要をご紹介します。

改正法による電気事業法の改正は、激甚化する自然災害を踏まえた電力ネットワークの強靱化、既設送配電網の更新や再エネ大量導入のためのシステムの増強、発電コスト・ネッ

Client Alert

トワークコストの抑制を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制の確保を目指したものといたします。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 災害時の連携強化

災害時における連携強化のため、送配電事業者に災害時連携計画の策定を義務付ける制度（33条の2）や、仮復旧等に係る費用をあらかじめ積み立てさせ、被災した送配電事業者に交付する災害復旧費用の相互扶助の制度（28条の40第2項）等が創設されます。

(2) 送配電網の強靱化

電源からの個別の接続要請に対してその都度対応する「プル型」の系統形成から、主体的に電源のポテンシャルを考慮し計画的に対応する「プッシュ型」の系統形成への転換を図るため、電力広域的運営推進機関（OCCTO）に広域系統整備計画策定業務が追加されます（28条の47第1項）。また、経済産業大臣が送配電事業者の投資計画等を踏まえて収入上限（「レベニューキャップ」）を定期的に承認し、その枠内で事業者にコスト効率化を促す仕組みが創設されます（17条の2、18条）。レベニューキャップの導入がコスト効率化に資することになるかどうかは、今後引き続き検討される、収入上限の審査間隔の設定等の運用面での詳細設計に負うところが大きいといわれています。

(3) 災害に強い分散型電力システム

コスト効率化や災害時のレジリエンス向上の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新規参入者がAI・IoT等の技術も活用しながら面的な系統運用を行うニーズや、地域配電網（「マイクログリッド」）への期待の高まりに対応して、配電系統を維持・運用し、需給調整を行う一定の事業が、電気事業法上「配電事業」と新たに位置付けられ、一般送配電事業と同様に許可制となります（27条の12の2等）。また、災害対応の強化や分散型電源の更なる普及拡大の観点から、分散型電源等を束ねて電気の供給を行う一定の事業（「アグリゲーター」）が、電気事業法上「特定卸供給事業」と新たに位置付けられ、発電事業と同様に届出制とした上で、サイバーセキュリティ対策が不十分な場合等には変更命令の対象となる旨が定められました（27条の30等）。さらに、太陽光発電や家庭用蓄電池等の分散型電源等を活用し、家庭がアグリゲーター等と電力取引することを促進するため、計量器の精度や消費者保護の確保を求めた上で、計量法の規定について適用除外とされました（103条の2）。

(4) その他事項

OCCTOの業務に再エネ特措法に基づく賦課金の管理・交付業務等が追加され、その交付の円滑化のための借入れ等が可能になりました（28条の40第1項8号の2、28条の52）。

以上のとおり、改正法に基づく電気事業法の改正においては、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資を目指した新たな規定が整備されるとともに、配電事業やアグ

Client Alert

リゲーター事業につきライセンスが創設され、新たなビジネスチャンスが生まれることも期待されます。詳細については政省令の規定に委ねられている点もあるため、関係事業者や新規参入を検討されている事業者においては、引き続き今後の動向が注目されます。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

アソシエイト 捨田利 拓実
☎ 03-5293-4862
✉ takumi.shatari@mhm-global.com

5. 労働法：新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の制定

2020年6月12日、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（「雇用保険特例法」）が制定され、(i)休業手当を受け取ることのできない労働者について、新たに休業支援金を支給できること、また(ii)雇用保険法の基本手当の受給者について、給付日数を延長できる制度が定められました。

雇用保険法においては、原則として、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算12ヶ月以上の者が失業した場合に（雇用保険法13条1項）、所定の受給期間（同法20条1項各号）において、所定の給付日数（同法22条1項、2項）、賃金日額を基準とした基本手当（いわゆる失業手当）を支給することとされています（同法15条、16条）。

そのため、そもそも雇用保険の被保険者でない労働者や、失業していない休業中の労働者は、上記基本手当の支給対象とはなっていません。また、同法22条においては、受給資格者の区分に応じて基本手当の所定給付日数が定められており、これを超えた場合には、それ以上手当は支給されないことになります。

この点、今回のコロナウイルスの影響により、2020年4月7日に発令された、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条1項に基づく緊急事態宣言を受けて、各都道府県は事業者に対し、一定の施設について休業要請を行うとともに、施設使用停止等の協力を求めています。

このため、各事業者は、従業員を休業させ、かかる期間について従業員に対し給与が支払われない状況が発生しています。

また、コロナウイルスの影響によって事業の継続に支障が生じたために、解雇される従業員が急増しており（厚労省は、2020年6月5日時点において、新型コロナウイルス感染拡大に関連した非正規労働者の解雇や雇い止めは見込み人数も含めて4,943人と

Client Alert

発表しています。)、厳しい雇用情勢の中で、従来の基本手当のみでは、失業者を十分に救済できないケースも発生しています。

そこで、今回制定された雇用保険特例法においては、(i)被保険者でない労働者に対して特別の給付金を支給できることとしており（同法 5 条 1 項）、また、失業していない中小企業労働者についても、事業者に休業させられ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払いを受けることができなかった場合には、特別の給付金を支給できるものとされています（同法 4 条、同令 3 条。具体的には、休業前賃金の 80%。但し月額上限 33 万円）。

さらに(ii)基本手当の受給資格者のうち、雇用保険特例法 3 条 1 項各号に該当する者のうち、「公共職業安定所長が、その地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等対策特別措置法 2 条 3 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険法 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた場合」には、雇用保険法の所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる旨定められました。

以上のとおり、今回の雇用保険特例法により、コロナウイルスの影響を受けた企業の労働者には従来よりも広く手厚い補償がなされることになり、特に休業中の特別給付金の支給については、各企業におけるコロナウイルスへの対応方針を検討する上で十分に考慮すべきものと思われます。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com
アソシエイト 川井 悠暉
☎ 03-5220-1865
✉ yuki.kawai@mhm-global.com

6. 会社法：2020年6月総会を振り返って

今年の定時株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、例年とは大きく異なる傾向が見られました。主な傾向は下記のとおりです。

1. 来場株主数の大幅な減少及び総会開催時間の短縮

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、招集通知上で株主に対して来場を控えるよう呼び掛けるとともに、会社説明部分のシナリオの短縮や事前質問を募り株主総会前後に回答を公表することで質疑応答の時間を削減するといった工夫が採られました。その結果、多くの会社で、来場株主数も例年の 1~2 割程度に減少するとともに、開催時間が例年の半分程度（30分~1時間半程度）に短縮され、総会当日に出される質問の数も減少しました。

Client Alert

また、総会当日も、来場株主に対してマスクの着用を呼び掛けるとともに、株主席の間隔を広くとる等の各種の工夫が採用されました。また、株主総会当日会場に来場できない株主に対する情報提供の観点から、総会当日の様子をインターネットを通じて同時配信する例も少なからず見受けられました（㈱カプコン、㈱三井住友フィナンシャルグループ等）。さらに、総会会場での役員と株主との接触を避けて感染症拡大の防止をより徹底した例として、役員が登壇する役員会場を株主席のある総会会場とは別の会場に設け、その両会場を映像で繋ぎ同時中継する方法によって実施した例（日本電信電話㈱）や、すべての役員がインターネットを通じたりモートにより参加した例（ソフトバンクグループ㈱）も見受けられました。ソフトバンクグループ㈱では、株主総会の様子を中継するに留まらず株主総会の最中に自社ウェブサイトでも質問を募り、選定した質問に回答する等し、いわゆるハイブリッド出席型株主総会を実施するといった工夫が採られました。来年度の株主総会シーズンにおける新型コロナウイルス感染症等の状況は不透明ではありますが、こうした株主総会当日に来場できない株主に向けた取り組みの要請は引き続き高まることが想定されます。

2. 機関投資家からの株主提案の増加・傾向の変化等

アクティビストからの提案を含む株主提案の数は、6月29日時点で69社と昨年に続いて過去最高を更新しました。他方で、議決権行使助言会社であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ（ISS）は、今年6月の株主総会から、ROE5%以上の基準を日本企業向けの議決権行使に適用することを一時的に停止し、また、三井住友 DS アセットマネジメント等国内機関投資家も基準の一時緩和方針を公表する等、機関投資家も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ過大な要求は控える傾向にあり、さらに、機関投資家団体の International Corporate Governance Network（ICGN）や Interfaith Center for Corporate Responsibility（ICCR）は、従業員の健康や雇用の維持を重視するよう提案する等、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対応が採られました。しかしながら、今年は新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ配当や自社株買い等会社からの資金流出を伴う提案は後退した一方で、サステナビリティや ESG に関連する株主提案が散見される等（気候変動の経営戦略を開示するよう求める定款変更の議案が提案された例（㈱みずほフィナンシャルグループ）等）、従来と異なる傾向も見られました。中長期的な視点で行動する投資家が増大していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大とは関係なく今後もこの傾向が拡大する可能性もあり、今後の動向に留意が必要です。

<参考資料>

ISS「新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえた ISS 日本向け議決権行使基準の対応」

<https://www.issgovernance.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Policy-Guidance-Impacts-of-COVID-19-Japanese.pdf>

Client Alert

ICGN「企業経営者の皆様へ Covid-19 蔓延下でのガバナンスの優先課題」

https://www.icgn.org/sites/default/files/6a.ICGN%20Letter%20to%20Corporate%20Leaders_23%20April%202020_Japanese%20version.pdf

ICCR “INVESTOR STATEMENT ON CORONAVIRUS RESPONSE”

<https://www.iccr.org/investor-statement-coronavirus-response>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：証券取引等監視委員会、「証券取引等監視委員会の活動状況」を公表

2020年6月18日、証券取引等監視委員会（「SESC」）は、令和元年度（2019年4月1日から2020年3月31日）の「証券取引等監視委員会の活動状況」（「活動状況」）を公表しました。

令和元年度については、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載に関し、2件の課徴金納付命令勧告が行われたことが特徴的といえます。記述情報の充実化が図られる中で、記述情報の重要性やそのエンフォースメントのリスクが顕在化したものといえ、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。

また、例えば、「開示規制違反が認められた上場会社における適正な情報開示体制の構築に向け、その経営陣と開示規制違反に至った背景・原因等について議論を行い、問題意識の共有に努めていく」とされているとおり、SESCは違反行為の摘発のみならず、その根本原因の把握や再発防止にも目を向けており、ガバナンスの構築にも強く関与を行っていくとしていることにも留意が必要です。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：押印慣行の見直しに向けた動向

新型コロナウイルス感染拡大防止策として、現在、多くの企業でテレワークが推進されていますが、その中で、押印慣行がテレワーク推進の障害となっていると指摘されています。かかる状況の下、規制改革推進会議において、民間事業者における押印慣行廃止の取り組みの推進に向けた議論が行われ、これを受けて、2020年6月19日、内閣府、法務省及び経済産業省は、押印に関する民事基本法上の規定の意味や押印を廃止した場合の懸念点に答えるため、「押印についてのQ&A」（「本Q&A」）を発表しました。

我が国の民法上、契約は原則として当事者の意思の合致により成立し、書面の作成及び押印は契約成立及び効力発生の要件とされていません。他方で、民事裁判においては、文書の成立の真正（文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたこと）が争われた場合、文書の印影が作成名義人の印章と一致することが立証されれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定され、さらに、その印影に係る私文書は作成名義人の意思に基づき作成されたことが推定されるため（民訴法228条4項、最判昭39・5・12民集18巻4号597頁）、この点において、押印が立証負担を緩和するという利点があります。もっとも、文書の成立の真正は、相手方がこれを争わない場合には基本的に問題とならず、文書の真正な成立を立証することは他の方法でも可能である上、相手方も反証により前述の推定を覆すことができるため、押印の持つ前述の利点は限定的といえ、押印以外の手段で代替することで足りる場合も多いと考えられます。

本Q&Aは、これらの点について解説し、押印以外に文書の成立の真正を証明する方法について複数例を挙げて、押印慣行の見直しに向けた方向性を示しており、実務上、参考になります。

緊急事態宣言解除後も、引き続き企業においてテレワークの推進及びそれに伴う押印慣行の見直しの動きがみられますが、今後、政府の後押しを受けてこうした動きがさらに拡大していくことが予想されます。各企業においては、押印による証明力の確保の必要性和押印廃止による事務処理軽減のメリット、証明力確保のための代替手段等を勘案し、個々の文書の性質、内容、重要性に応じて、押印に関する業務フローの見直しを図っていくことが重要と考えられます。

パートナー 大室 幸子

☎ 03-6212-8350

✉ sachiko.omuro@mhm-global.com

アソシエイト 高倉 佑介

☎ 03-5220-1892

✉ yusuke.takakura@mhm-global.com

Client Alert

9. M&A：改正外為法の全面適用及びヘルスケア M&A への影響

2020年5月28日に施行された「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」（「改正外為法」）及び関連改正政省令・告示が、2020年6月7日に全面適用となりました。今般の改正点のうち、M&A実務との関係で特に重要なポイントは、①事前届出の対象の見直し、及び②取得時事前届出免除制度の導入の2点です。

まず、①について、改正外為法では、上場会社の株式・議決権の取得時事前届出の閾値が10%から1%に引き下げられるとともに、(A)外国投資家自ら又はその密接関係者の役員就任の議案及び(B)指定業種に属する事業の譲渡・廃止の議案に賛成の議決権を行使する行為も、新たに事前届出の対象に追加されました。

一方で、改正外為法は同時に②取得時事前届出免除制度を導入し、一定の基準の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除することで、審査に付される取引の数を絞り込むこととしています。一般の外国投資家の場合、取得時事前届出免除制度を利用する際には、(i)外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと、(ii)指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと、及び(iii)指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと、の3つの基準を遵守する必要があります。

もっとも、指定業種のうち、武器や航空機、原子力関連の製造業、電力業及び通信業等、国の安全等を損なうおそれが大きい特定業種は「コア業種」に指定され、投資先の会社がコア業種に属する事業を営んでいる場合には、投資先が非上場会社であれば取得時事前届出免除制度を利用できず、投資先が上場会社であれば、一般の外国投資家は、上記(i)から(iii)に加えて、(iv)コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しないこと、及び(v)コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わないこと、の2つの上乗せ基準も遵守しない限り、取得時事前届出免除制度を利用できません。

上記のとおり、コア業種への投資か否かは、多くの外国投資家にとって、取得時事前届出免除制度の利用の可否に影響を与えるものですが、財務省は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえて、2020年6月15日、感染症に対する医薬品に係る製造業及び高度管理医療機器に係る製造業をコア業種に追加しました。これらのヘルスケア分野のコア業種への追加は、2020年7月15日以降に行う対内直接投資等から適用となります。

外国投資家が当事者となるヘルスケア M&A においては、取得時事前届出免除制度を利用できるか否かについて、特に慎重な検討を行う必要があるといえます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 芝村 佳奈

☎ 03-5220-1883

✉ kana.shibamura@mhm-global.com

Client Alert

10. ファイナンス・ディスクロージャー：証券取引等監視委員会による「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表

証券取引等監視委員会は、2020年6月24日、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表しました。

証券取引等監視委員会は、2019年度において、インサイダー取引24件、相場操縦5件の合計29件について課徴金勧告を行っており、同事例集においては、2019年度に金融商品取引法違反となる不公正取引に関して課徴金納付命令の勧告が行われた事案の概要を事例として紹介しています。個別の事案の記載については紙幅の関係で割愛しますが、2019年度における課徴金勧告事案の特徴としては以下の点が挙げられます。

➤ インサイダー取引

- バスケット条項を適用した事案の増加（事例9、10）
- 上場会社の役員自らが、情報伝達・取引推奨規制違反となる情報伝達・取引推奨を行った事案（事案1、7、12）
- 取引推奨規制違反のみを行った者を対象とした事案（事案1、12、14）
- 損失の発生を回避させる目的を持って売付けの推奨を行った事案（事例14）
- 海外に居住する個人投資家によるクロスボーダー取引を利用したインサイダー取引事案（事例5）

➤ 相場操縦

- 受託証券会社から見せ玉について注意を受けないようにするため、見せ玉を全部取り消さずに一部を約定させたり、指値を訂正して約定を回避する等していた事案（事例15、16）
- 10本値内の幅広い価格帯に見せ玉を発注していた事案（事例16）
- 過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者による2回目の相場操縦事案（事例15）

インサイダー取引については、取引金額が多額に及んだことにより課徴金額が過去最高額（1億9,625万円）となった事案（事例5）や損失の発生を回避させる目的をもって売付けを推奨した取引推奨行為に対する初の勧告事案（事例14）が注目されます。特に後者との関係では、取引推奨規制は、2014年4月に導入されていますが、いまだ社内規程が定められていない又は社内研修が十分に行われていない上場会社が少なく、上場会社においては、当該規制の周知徹底が求められています。

上場会社においては、引き続き、自社のインサイダー取引管理態勢に不備等がないか確認・検証していくことが重要であるとともに、インサイダー取引の防止研修等においては、証券取引等監視委員会の勧告事例や事例集における記載等を活用の上、インサイダー取引によって失うものが決して小さくないことについて、役職員に周知徹底することが求められます。

Client Alert

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com
アソシエイト 田村 哲也
☎ 03-6213-8114
✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

11. 税務：東京高裁、同族会社行為計算否認規定の適用に関し納税者勝訴

東京高裁は6月24日、いわゆる同族会社の行為計算否認規定(法人税法132条1項)の適用が争われた事案において、同規定の適用を否定した東京地裁判決を維持し、納税者勝訴の判決を言い渡しました(「本判決」)。本判決は、当事務所の [Client Alert 2019年8月号 \(Vol.68\)](#) でもご紹介した、一連の組織再編行為の中で生じたグループ内借入に係る利息の損金算入が争われた、東京地判令和元年6月27日の控訴審判決となります(事案の概要については当該 Client Alert をご参照ください。)

本判決では、同規定のいわゆる不当性要件について、従来の裁判例と同様に「経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべき」としつつも、これに続けて、特に借入れが組織再編等の一環として行われた場合には、「①当該借入れを伴う企業再編等が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりする等、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の自由が存在するかどうか等の事情も考慮」して判断すべきとし、組織再編成に係る行為計算否認規定(法人税法132条の2)に関する最高裁判決(最判平成28年2月29日)と同様の判断基準を採用した点が特に注目されます。

本判決は、実務上、同族会社の行為計算否認規定の不当性要件に関する議論に大きな影響を与える可能性もあるものです。7月3日時点において、国が上訴したかどうか確認されておりませんが、今後の動向について、留意が必要となります。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 安部 慶彦
☎ 03-6213-8161
✉ yoshihiko.abe@mhm-global.com

12. 中国・アジア(中国)：中華人民共和国民法典の制定・公布

2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3回会議において、「中華人民共和国民法典」(「本法」)が制定・公布されました。本法は、2021年1月1日から施行されます。

Client Alert

本法は、総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任の7つの編及び附則の合計1260条によって構成されています。これまで中国における民事法は、民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、権利侵害責任法、婚姻法、養子縁組法、相続法という個別の法律（「現行法」）に分かれていましたが、本法は上記の各分野の個別法を一つの法典にまとめました。本法の施行により、上記の各個別法は廃止されることとなります。

中国では、統一的な民法が制定されていないことが課題とされてきましたが、約5年の期間をかけて統一的な民法典の制定に至りました。

本法では、現行法と一致する規定も多くありますが、現行法と比べて、より詳細に定めた規定のみならず、新設された規定も含まれています。例えば、物権編では、居住権（居住権者が契約に基づき、生活居住の需要を満たすため、他人の住宅を占有及び使用できる権利）を新たな用益物権として規定しました（366条）。契約編では、契約に基づかずに生じた債権債務の法律適用関係（468条）、予約契約の契約責任（495条）、定型約款提供者の説明義務（496条）等の規定を整備しました。また、現行法においては人格権に関して直接的・網羅的に規定する個別法は存在しませんでした。本法では、人格権という独立の編を設け、生命権・身体権・健康権、氏名権・名称権、肖像権、名誉権・栄誉権、プライバシー・個人情報の保護等に関して規定しました。

婚姻家庭編では、「離婚冷静期間」（婚姻登記機関が離婚登記申請を受領した日から30日以内に、いずれの一方が離婚を希望しない場合、婚姻登記機関に対して離婚登記申請の撤回を求めることができる制度）を新設し（1077条）、相続編では相続財産管理人制度を新設しました（1145条）。さらに、権利侵害責任編では、損害賠償につき、知的財産権及び環境における権利侵害について、懲罰的賠償責任が新設されました（1185条、1232条）。

本法は、中国における民事関連の法律を体系化した極めて重要な法律であり、その公布と施行は、中国の「民法典時代」の正式な到来を意味するものであるといえます。他方で、現在、学術界や実務界において、本法（特に、一部解釈上明確ではない条項（例えば、契約無効を導く強行規定の基準、人格権における言論自由の範囲等））の具体的な適用に関する実務や理論に関する議論が活発に行われていますので、今後公布されることが期待される関連解釈等に引き続き留意する必要があります。

パートナー 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402（大阪）

✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

パートナー 森 規光

☎ +86-10-6590-9292（北京）

✉ norimitsu.mori@mhm-global.com

外国弁護士 崔 俊

☎ 03-6212-8368

✉ jun.cui@mhm-global.com

Client Alert

13. 新興国（南アフリカ）：南アフリカにおける個人情報保護法の本格施行（2020年7月1日）

南アフリカ政府は、2020年6月22日、個人情報保護法（Protection of Personal Information Act, 2013）の主要部分の2020年7月1日付での施行を宣言しました。

同法は、2013年に制定され、翌2014年4月に同法のごく一部が施行されたものの、主要部分の施行は見送られてきました¹。今回の施行に伴い、同法の対象となる事業者（南アフリカ居住者又は南アフリカで個人情報を取り扱う者）は、施行から1年後の2021年7月1日までに、今回施行された各規定を遵守するよう対応しなければなりません。

具体的に今回施行が宣言された条項による規制内容としては、主に、①個人情報の処理に関する規制、②機微情報の取扱いに関する規制、③規制当局である情報統制者（Information Regulator）が定める行動規範の遵守、④個人情報の国外移転に関する規制、⑤個人情報の取扱いに関する不服申立ての処理手続の要件、⑥未承諾の電子通信を利用したダイレクト・マーケティングの規制等が挙げられます。

これらの規制に違反した者は、1,000万ランド（約6,300万円）以下の罰金、10年以下の懲役等のペナルティが科せられ得ます。

今回の個人情報保護法の本格施行に伴い、同法の対象となる事業者は、個人情報取扱責任者（information officer）の任命、個人情報保護ポリシーその他ルールの方策、各種契約の見直し、その他同法に準拠した個人情報保護コンプライアンス体制を構築する等の対応が必要となります。

南アフリカで事業を行う日系企業や今後進出を検討中の企業は、2021年7月1日までに、上記のような個人情報の取扱いに関する対応を迫られることになるため注意が必要です。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com
カウンセラー 佐藤 貴哉
☎ 03-6266-8543
✉ takaya.sato@mhm-global.com
アソシエイト 筑井 翔太
☎ 03-6212-8394
✉ shota.tsukui@mhm-global.com
アソシエイト 堺 有光子
☎ 03-5293-4858
✉ yumiko.sakai@mhm-global.com

¹ [Client Alert 2017年12月号 \(Vol.48\)](#)にてご紹介しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

Client Alert

14. 国際訴訟・仲裁：国際紛争解決機関による新型コロナウイルス感染症の影響の最小化の手段

新型コロナウイルス感染症への対応に起因した紛争は今後も増加すると思われます。他方、人と人との接触や国際的な往来の制限等の新型コロナウイルス感染症への対策は今後も引き続き必要となります。増加する国際紛争を、こうした状況下でどのように公平・効率的に解決できるのかという点については、国際紛争解決機関により、様々な取り組みが既に進められています（例えば、代表的な国際仲裁機関である ICC は新型コロナウイルス感染症の影響を最小化するための施策に関するガイダンスノートを 4 月に公表しています。）が、本稿では、最近の 2 つの取り組みを紹介します。

(1) 香港国際仲裁センターによるバーチャルヒアリングのガイドラインの発表

香港国際仲裁センターは、2020 年 5 月 14 日に、バーチャルヒアリングの実施に関するガイドラインを公表しました。仲裁手続では、仲裁廷、代理人、証人が集まり、ヒアリング（審問）を行うことが通常ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、物理的な場所に関係者が一度に集まりヒアリングを行うことが困難になっています。その結果、物理的に集まるのではなく、オンラインのプラットフォームを通じ、審問をバーチャルに実施することが行われるようになってきました。本ガイドラインは、こうしたバーチャルヒアリングの際に留意すべき事項（例えば秘密性をどのような手段で確保するか、尋問が適正に行われることを確保するための手段）をリストアップしています。

(2) シンガポール国際調停センターによる新たなプロトコルの発表

シンガポール国際調停センターは、2020 年 5 月 18 日に、新型コロナウイルス感染症の影響が継続する間、迅速かつ経済的に国際紛争を効果的に解決するための新たなプロトコルを公表しました。同プロトコルでは、①調停を開始したい当事者はセンターのウェブサイト上で 250 シンガポールドル（約 2 万円弱）の費用を払うことにより申請を行うことができること、②10 営業日以内に調停手続が開始されること、③調停に要する費用は通常よりも廉価に設定されること（例えば係争額が 100 万シンガポールドル（約 7,700 万円）より低い場合には、各当事者が支払う費用は 3,000 シンガポールドル（約 23 万円））、④和解促進のため、経験ある調停人が選定されること、⑤調停はオンラインで実施されること、等が定められています。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響はしばらく継続すると思われますが、紛争の解決に際しては、各種の国際紛争解決機関が提供するサービスを上手に利用することが有用と思われます。

Client Alert

パートナー 眞鍋 佳奈
☎ +65-6593-9762 (シンガポール)
03-5220-1829 (東京)
✉ kana.manabe@mhm-global.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『改正公益通報者保護法のポイント』
視聴期間 2020年7月2日(木)～2020年7月31日(金)
講師 村田 昇洋
主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー 『洋上風力発電プロジェクトの最前線の実務～最新の規制動向を踏まえた入札対応と実例に基づく事業開発・ファイナンスのノウハウ～』
開催日時 2020年7月15日(水) 13:30～16:30
講師 村上 祐亮、市村 拓斗
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務』
開催日時 2020年7月20日(月) 14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第4286回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ABL(債権・動産担保融資)と再生ファイナンスの実務上の留意点」』
開催日時 2020年7月27日(月) 13:30～17:00
講師 松井 裕介、末廣 裕亮
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『第4227回金融ファクシミリ新聞社セミナー「近時エクイティ・ファイナンスの特別解説 –STOに関する法令改正の動向も紹介–」』
開催日時 2020年7月29日(水) 13:30～16:30
講師 安部 健介、石橋 誠之
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

Client Alert

- セミナー 『執行開始直後の CCPA を中心に、欧州クッキー規制とタイ PDPA 対応を含むグローバルデータ保護規制の最新動向』

開催日時 2020 年 8 月 3 日（月）13:30～17:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第 4293 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～発電所プロジェクトの最新実務動向や法改正の影響も踏まえて～」』

開催日時 2020 年 8 月 5 日（水）13:30～16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『改正民法のはなし』（2020 年 4 月刊）

出版社 一般財団法人 民事法務協会

著者 内田 貴

- 本 『民法Ⅲ－債権総論・担保物権〔第 4 版〕』（2020 年 4 月刊）

出版社 一般財団法人 東京大学出版会

著者 内田 貴

- 本 『M&A の新たな展開 -- 「公正な M&A の在り方に関する指針」の意義』（2020 年 5 月刊）

出版社 株式会社有斐閣

著者 石綿 学（共著）

- 本 『自動運転・MaaS ビジネスの法務』（2020 年 6 月刊）

出版社 株式会社中央経済社

著者 戸嶋 浩二、佐藤 典仁（編著）、林 浩美、岡田 淳、園田 観希央、北 和尚、清水池 徹、秋田 顕精、毛阪 大佑、齋藤 悠輝、岡 朋弘、岡田 宏樹、片野 泰世、澤 和樹、中山 優、牧野 則子、真下 敬太、芳川 雄磨

- 論文 「＜実務問答会社法第 43 回＞監査役等と内部監査部門の連携」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2232

著者 内田 修平

Client Alert

- 論文 「中国最新法律事情（240）個人情報安全規範の改正」
掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.5
著者 吉 佳宜、戴 楽天、本嶋 孔太郎

- 論文 「中国最新法律事情（241）新型コロナウイルス感染症の影響による不可抗力規定の適用等に関する最高人民法院の司法解釈について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.6
著者 崔 俊、紫垣 遼介、沈 陽

- 論文 「ウェブ開示事項の拡大に関する会社法施行規則・会社計算規則の改正」
掲載誌 商事法務ポータル SH3165
著者 渡辺 邦広

- 論文 「金融サービス仲介法制が金融事業者のビジネスモデル・実務へ与える影響」
掲載誌 金融法務事情 No.2138
著者 小田 大輔

- 論文 「LIBOR 参照社債におけるフォールバック条項の導入に関する法的論点」
掲載誌 金融法務事情 No.2139
著者 佐藤 正謙、青山 大樹、森 勇貴（共著）

- 論文 「全銀協「相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）」の解説」
掲載誌 金融法務事情 No.2139
著者 佐藤 正謙、青山 大樹、森 勇貴（共著）

- 論文 「規制対象範囲・適正性の判断軸は？不適正利用の禁止義務への対応」
掲載誌 ビジネス法務 2020年8月号
著者 田中 浩之、北山 昇

- 論文 「ケーススタディで考える利用上の留意点 個人データ取扱いにおける「委託」の範囲」
掲載誌 ビジネス法務 2020年8月号
著者 田中 浩之、北山 昇

Client Alert

- 論文 「[会社法務] 3つのポイントでわかる 公益通報者保護法の改正」
掲載誌 企業会計 2020年7月号
著者 千原 剛
- 論文 「〈実務解説〉対内直接投資等の事前届出制度はどう変わった？
改正外為法がM&Aに及ぼす影響と対応ポイント」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1580
著者 石橋 誠之、大下 真（共著）
- 論文 「新型コロナによる資金繰りの悪化 対応のポイントは？-事業再
生手続も見据えて」
掲載誌 BUSINESS LAWYERS
著者 石田 渉
- 論文 「〈Robotics 法律相談室第59回〉5G・ドローンの普及のためにど
のような制度が準備されているか」
掲載誌 日経 Robotics 2020年7月号
著者 蔦 大輔
- 論文 「医療法人の「支配権争い」にどう備える？（第2回）」
掲載誌 日経ヘルスケア 2020年6月号
著者 中野 進一郎
- 論文 「行政解説『サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック』」
掲載誌 Law & Technology 第88号
著者 蔦 大輔
- 論文 「「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」と内部監査
について」
掲載誌 月刊監査研究 No.559
著者 蔦 大輔
- 論文 「新型コロナウイルスの流行とサイバーセキュリティに関する留意点」
掲載誌 IJ ビジネスリスクマネジメントポータル ("BizRis")
著者 岡田 淳

Client Alert

- 論文 「オンライン研修に関する法的ポイント ～新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンライン研修の増加を踏まえて～」
掲載誌 J.H.倶楽部
著者 田中 浩之、蔦 大輔、松本 亮孝（共著）
- 論文 「＜日本を自転車で巡ろう＞法律の観点から見たサイクルツーリズム」
掲載誌 自治体国際化フォーラム Vol.368
著者 高宮 雄介、岡田 宏樹（共著）
- 論文 「日本の金融規制から見た銀行業界の課題と将来像」
掲載誌 機関誌「日立総研」 Vol.15-1
著者 増島 雅和
- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例－第241回 福井県・若狭町事件（公立中学校教員の精神疾患の発症・自殺における業務起因性）」
掲載誌 WEB 労政時報、労働法ナビ
著者 平岡 優
- 論文 「The Financial Technology Law Review Third Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The Financial Technology Law Review Third Edition
著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2020 - Thailand Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2020
著者 岡田 淳、プラーナット・ラオハパイロート
- 論文 「The Legal 500: Litigation 3rd Edition Country Comparative Guide - Japan Chapter」
掲載誌 The Legal 500: Litigation 3rd Edition Country Comparative Guide
著者 大野 志保、金丸 祐子、桑原 周太郎、田中 遼太郎
- 論文 「Japan: Impact of adopted APPI amendment bill」
掲載誌 OneTrust DataGuidance
著者 岡田 淳

Client Alert

- 論文 「Shareholder activism in Japan」
掲載誌 Risk & Compliance Magazine 2020 年 7 月～9 月号
著者 松下 憲、邊 英基、中野 玲也、桑原 周太郎

- 論文 「Japan enacts Amendments to the Act on the Protection of Personal Information」
掲載誌 International Association of Privacy Professionals (IAPP)
著者 田中 浩之、北山 昇

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **asialaw Client Service Excellence 2020 において高い評価を得ました**
asialaw Client Service Excellence 2020 において、当事務所は“The highest rated firms to work with” に選ばれました。また、当事務所の 6 名の弁護士が以下の通り高い評価を受けております。
詳細は Asialaw のウェブサイトに掲載されております。
The highest rated lawyers to work with:
 - ・ Banking and Finance : 石川 直樹、岡谷 茂樹
 - ・ Corporate and M&A : 戸嶋 浩二
 - ・ Dispute Resolution : 関戸 麦
 - ・ Real estate : 蓮本 哲
 - ・ Restructuring and insolvency : 稲生 隆浩

- **Benchmark Litigation Asia-Pacific 2020 において高い評価を得ました**
Euromoney が発行する Benchmark Litigation Asia-Pacific 2020 - The Guide to the region's leading dispute resolution law firms and lawyers の Japan Firm Rankings において、当事務所と当事務所の 2 名の弁護士が以下の通り高い評価を受けております。
詳細は Benchmark Litigation のウェブサイトに掲載されております。

分野

Tier1

- ・ Commercial and Transactions

Tier2

- ・ Intellectual Property

Recommended

- ・ International Arbitration

Client Alert

弁護士

- ・ Commercial and Transactions

Litigation Star : 関戸 麦

- ・ Dispute Resolution

Litigation Star : 三好 豊、関戸 麦

- ・ Intellectual Property

Litigation Star : 三好 豊

- [IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Professionals 2020](#)にて高い評価を得ました

IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Professionals 2020において、当事務所は litigation 及び transaction で上位グループにランキングされました。また、当事務所の以下の弁護士も各分野で高い評価を受けました。

- ・ Individuals: litigation : 小野寺 良文
- ・ Individuals: transaction : 岡田 淳

- [ALB IP Rankings 2020](#)において高い評価を得ました

Asian Legal Business (ALB) 2019年5月号のIP Rankings 2020において、当事務所は Japan Domestic の Patents 部門および Copyright/Trademarks 部門において高い評価 (Tier 1) を得ました。

- [森 規光 弁護士が北京オフィス首席代表に就任しました](#)

当事務所は、2019年12月、森 規光 弁護士が当事務所の北京オフィス首席代表に就任する旨の認可を中国司法当局から得ておりましたが、この度、同弁護士が北京に駐在するために必要な資格を全て取得し、北京オフィスに着任し、執務を開始しましたのでお知らせいたします。

弊所は、1998年に北京オフィス、2005年に上海オフィスを開設し、東京、大阪等の国内オフィスと一体となって、クライアントの皆様の中国関連法務のサービスを提供させていただいております。森弁護士は、中国法務及びコーポレート・M&A分野を専門としており、米国での留学・研修を経た後、2017年から2019年まで当事務所の上海オフィス一般代表を務め、2019年1月に当事務所のパートナーに就任しております。

なお、前任の小野寺 良文 弁護士は、東京オフィスに帰任しております。

Client Alert

➤ 佐藤 喬洋 弁護士が入所しました

(佐藤 喬洋 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、佐藤 喬洋と申します。

2010年に弁護士登録をして以来、約9年5ヶ月にわたり、西村あさひ法律事務所にて、主に、J-REIT、不動産投資・ファイナンス及びストラクチャード・ファイナンス、不動産関連取引、保険及び金融関連規制等に関する多様かつ幅広い法務案件を扱い、研鑽を積んで参りました。また、2011年12月から、1年5ヶ月にわたり、三菱地所投資顧問株式会社の投資営業部/ファンドマネジメント部に出向し、フロントラインの立場で、国内不動産ファンド組成、海外不動産投資及び当局検査対応の業務等に深く関わらせていただきました。

森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を活かすとともに、より専門性を深め、ご依頼をいただく皆様のお役に立てるよう、最善を尽くす所存です。何卒、よろしくお願い申し上げます。

➤ 高橋 茜莉 弁護士が入所しました

(高橋 茜莉 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、高橋 茜莉と申します。

2011年に弁護士登録後、約4年6ヶ月にわたり、Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所の東京オフィスにて紛争解決を主な業務とし、金融取引や労働問題、原発賠償問題等の多様な分野に関連する民事訴訟や国際仲裁をはじめとするADRに携わりました。2016年から2017年には、ニューヨーク州のコロンビア大学ロースクールにて、国際紛争解決等を中心に体系的な知識を深め、同校修了後はFreshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所のドバイオフィスにて、約2年2ヶ月にわたり、中東やアフリカ等における建設紛争や不祥事調査等の専門性の高い案件も取り扱いました。2019年から2020年5月まではHogan Lovells 法律事務所の香港オフィスにて執務し、東アジアにおける国際仲裁を中心とした紛争解決に注力いたしました。

今般、国際仲裁等のADRの重要性は、アジアを含む世界各地でますます高まってきております。こうしたことを背景に、森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を活かしつつ、さらに質の高い紛争解決サービスをご提供できるよう日々努めてまいります。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

Client Alert

➤ **二村 佑 弁護士が入所しました**

(二村 佑 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、二村 佑と申します。

2011年の弁護士登録以来、約9年にわたり、クリフォードチャンス法律事務所の東京及びロンドンオフィスにて、主に、資本市場における取引（サムライ債、ユーロ債、東京プロボンド市場上場債等）その他ファイナンス関連の取引及び金融関連規制等に関する多様かつ幅広い案件に従事し、研鑽を積んで参りました。また、2017年12月から1年間香港の大手証券会社に出向し、法務部の立場で主にアジアにおける資本市場取引及び金融関連規制等に関する法務案件に携わり、さらに、2019年には大手国内証券会社の投資銀行本部に出向し、引受証券会社のフロントの立場で主に国内外の資本市場取引案件に深く関わらせていただきました。

森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を活かすとともに、より専門性を深め、ご依頼をいただく皆様のお役に立てるよう、最善を尽くす所存です。何卒、よろしくお願い申し上げます。

➤ **Julian Barandse 弁護士が当事務所ヤンゴンオフィスへ入所しました**

Julian Barandse 弁護士が、2020年7月1日付で、Myanmar Legal MHM カウンセルとして、当事務所ヤンゴンオフィスに入所致しました。

Julian Barandse 弁護士は、クロスボーダーM&Aの専門家であり、直近ではAllens/LinklatersでM&Aカウンセラーとして勤務し、石油・ガス、再生エネルギー、物流、インフラ、テクノロジー、F&B等、幅広い分野における取引・投資に関して日本、欧米、及び豪州のクライアントをサポートして参りました。また、同弁護士は、長嶋大野常松法律事務所と三井物産への出向経験を有しており、日本のクライアントのアジア及びオーストラリアへの投資のサポートの経験も豊富に有しております。

(Julian Barandse 弁護士からのメッセージ)

「トップレベルで国際的に成長を続けているMHMのASEANプラクティスに参加できることをうれしく思います。国際的に活躍するクライアントの皆様、ミャンマー及びASEAN地域でのトップクラスのサポートを提供して参ります。」

➤ **増島 雅和 弁護士が経済産業省 マイナポイント事業費補助金（マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業）審査委員会委員長に就任しました**

Client Alert

- 梅津 英明 弁護士が日本弁護士連合会 国際活動に関する協議会 委員に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com